

倉吉市上下水道局企業管理規程第4号

倉吉市排水設備工事指定業者規程を次のように定める。

令和2年4月1日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市排水設備工事指定業者規程

(趣旨)

第1条 この規程は、倉吉市公共下水道条例(昭和53年倉吉市条例第18号。以下「条例」という。)

第8条第2項の規定に基づき、排水設備工事指定業者(以下「指定業者」という。)の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 条例第8条の3第2項の規定による指定又は条例第8条の6第1項に規定する指定の更新を受けようとする者は、倉吉市排水設備工事指定業者申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて公営企業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

(1) 個人である場合は、住民票の写し及び条例第8条の2第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する誓約書(様式第2号)

(2) 法人である場合は、その法人の登記事項証明書、定款の写し及び代表者に係る前号に掲げる書類

(3) 営業所の平面図、写真及び付近見取図

(4) 専属する責任技術者(条例第8条の2第2号に定める責任技術者をいう。以下同じ。)の名簿、排水設備工事責任技術者証の写し及び雇用関係を証する書類

(5) 工事の施行に必要な機械器具器材を有していることを証する書類

(6) その他管理者が必要と認める書類

2 前項の指定又は指定の更新において、条例第8条の2第4号アの規定により指定又は指定の更新をすることができない者は、精神の機能の障がいにより排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。条例第8条の10の規定により指定を取り消す場合も同様とする。

(指定の通知等)

第3条 条例第8条の3第3項(条例第8条の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、倉吉市排水設備工事指定業者決定通知書(様式第3号)によるものとする。

(指定業者証)

第4条 条例第8条の7第1項の規定による交付は、倉吉市排水設備工事指定業者証(様式第4号)によるものとする。

(指定業者証の再交付)

第5条 条例第8条の7第3項の規定による再交付の申請は、倉吉市排水設備工事指定業者証再交付申請書(様式第5号)によるものとする。

2 管理者は、前項の申請があったときは、指定業者証を再交付する。

(変更届)

第6条 条例第8条の9の規定による届出は、倉吉市排水設備工事指定業者変更届出書(様式第6号)によるものとする。

(保証金)

第7条 指定業者は、条例第8条の3第2項の規定により指定を受けたときは、保証金10万円を納付しなければならない。

2 指定業者が条例第8条の6第1項の規定による指定の更新を受けたときは、従前の保証金をもって納付したものとみなす。

3 保証金には、利息は付さない。

4 保証金は、営業を廃止したとき、指定を取り消したとき又は指定期間が満了したときは、当該理由の生じた日から起算して6月を経過した日以後に還付するものとする。

(保証金の充当及び補充)

第8条 指定業者が市に損害を与え、その損害を賠償しないとき又は第14条第3項及び第15条第3項に規定する費用を納付しないときは、保証金からこれを充当し、なお不足の場合は追徴する。

2 前項の場合において保証金の額に不足額を生じたときは、指定業者は管理者の指定する期間内にこれを補充しなければならない。

(公示)

第9条 管理者は、指定業者を指定し、指定を更新し、指定を取り消し、又は指定の効力を停止したときは、その都度その旨を公示する。

(責任技術者証の携帯等)

第10条 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に排水設備工事責任技術者証を携帯し、市の職員等の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(違反等の通知)

第11条 管理者は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、鳥取県下水道協会の長に通知するものとする。

(1) 条例又はこの規程等に違反したとき。

(2) 業務に関し、不誠実な行為をしたとき。

(責任区分)

第12条 条例第8条の10の規定に基づく処分によって指定業者が損害を生ずることがあっても、管理者はその責めを負わない。

(計画の確認)

第13条 指定業者は、排水設備工事の委託を受けたときは、条例第6条の規定による排水設備等計画確認申請書に必要な書類(設計図書及び工事費見積書)を添えて管理者に提出し、確認を受けた後でなければ工事に着手してはならない。

(工事の検査)

第14条 指定業者は、工事が完了したときは、当該工事を担当した責任技術者立会いの上検査を受けなければならない。

2 指定業者は、前項の検査の結果、不完全と認めて管理者が改修すべき期間を定めて改修を命じたときは、その期間内に改修して再検査を受けなければならない。

3 管理者は、指定業者が前項の指定期間内に改修しないときは、自らの責任においてこれを行い、その費用は、指定業者から徴収する。

4 条例第7条第2項に規定する検査済証は、門戸その他の見やすい箇所に掲示しておかなければならない。

(指定業者の義務等)

第15条 施行した工事の完了後において、発注者から修繕等の依頼を受けたときは、速やかに実施しなければならない。

2 指定業者は、前条第1項の検査に合格した工事であっても、完了後6月以内に生じた故障については、無償で修補しなければならない。ただし、その故障が不可抗力又は使用者の責めに帰すべき理由によると認められるものについては、この限りでない。

3 指定業者は、前項本文の規定による修補をしないとき又は廃業をしたとき若しくは指定を取り消されたときは、管理者が自らの責任においてこれを行い、その費用は、指定業者又は廃業した者若しくは指定を取り消された者から徴収する。

4 非常災害等緊急事態が発生したときは、管理者の要請に応じて積極的に協力しなければならない。
(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、倉吉市公共下水道条例施行規則等を廃止する規則（令和2年倉吉市規則第17号）による廃止前の倉吉市排水設備工事指定業者規則（昭和57年倉吉市規則第17号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第2条関係）

倉吉市排水設備工事指定業者申請書
（新規・継続）

年 月 日

（宛先）

倉吉市長

住 所

申請者 氏 名 ㊟

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

排水設備工事指定業者として指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 商 号 （法人にあつては名称）	
2 氏 名 （法人にあつては代表者氏名）	
3 営 業 所 所 在 地	
	電 話 （ ）
指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

備考

- 1 申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 次に掲げる書類を添付してください。
 - （1）申請者（法人の場合は代表者）の住民票の写し
 - （2）申請者（法人の場合は代表者）が倉吉市公共下水道条例（昭和53年倉吉市条例第18号）第8条の2第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する誓約書（様式第2号）
 - （3）法人の場合は、登記事項証明書及び定款の写し
 - （4）営業所の平面図、写真及び付近見取図
 - （5）専属する責任技術者の名簿、排水設備工事責任技術者証の写し及び雇用関係を証する書類
 - （6）工事の施行に必要な機械器具器材を有していることを証する書類

様式第2号（第2条関係）

誓 約 書

排水設備工事指定業者申請者は、倉吉市公共下水道条例第8条の2第4号アからオまでのい
ずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

④

（宛先）

倉吉市長

様式第3号（第3条関係）

倉吉市排水設備工事指定業者決定通知書

年 月 日

様

倉吉市長 印

年 月 日付けで申請のあった指定業者の指定について次のとおり決定したので
通知します。

- | | | |
|--------|----------|-----------|
| 1 決定区分 | 指定（継続）する | 指定（継続）しない |
| 2 有効期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで |
| 3 理由 | | |

（教示）

様式第4号（第4条関係）

倉吉市排水設備工事指定業者証	
指 定 番 号	第 号
営 業 所 の 所 在 地	
指 定 業 者 の 名 称	
代 表 者 氏 名	
指 定 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
上記の者を倉吉市下水道条例第8条の3第2項の規定により、排水設備指定業者として指定したことを証する。 年 月 日	
倉吉市長 印	

様式第5号（第5条関係）

倉吉市排水設備工事指定業者証再交付申請書

年 月 日

(宛先)
倉吉市長

申請者 住 所
氏 名 ㊟

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

倉吉市排水設備工事指定業者証の再交付を受けたいので、申請します。

指 定 番 号	第 号 号
1 ふ り が な 商 号 (法人にあつては名称)	
2 ふ り が な 氏 名 (法人にあつては代表者氏名)	
3 営 業 所 所 在 地	電 話 ()
【理由及び経過説明】	

備考

申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第6号（第6条関係）

倉吉市排水設備工事指定業者変更届出書

年 月 日

(宛先)
倉吉市長

届出者 住 所
氏 名 ㊟

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

次のとおり届け出ます。

1 届出区分	店舗（営業所）の移転、廃止、休止 商号又は名称の変更 組織の変更 代表者・責任技術者の異動
2 内 容	新
	旧
3 理 由	
4 添 付 書 類	

備考

届出者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。